

# 伊勢原都市計画道路（3・5・3号石田小稲葉線及び3・5・7号伊勢原大神線） の都市計画素案について

神奈川県では、このたび、伊勢原都市計画道路（3・5・3号石田小稲葉線及び3・5・7号伊勢原大神線）の都市計画素案を取りまとめましたので、皆様のご意見をお聴きするため、素案の閲覧とともに公聴会を開催します。公聴会で公述を希望する方は申出期間内に公述申出書を提出してください。

## 1 都市計画素案の閲覧及び公述申出

閲覧（申出）期間	閲覧場所（公述申出書の提出先は市）	閲覧（申出）時間
令和6年4月5日（金）～ 令和6年4月26日（金） ※土曜日及び日曜日は閲覧（申出）できません。 ※公述申出書は期間内必着	神奈川県県土整備局都市部都市計画課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 ※ 昼休み時間（正午から午後1時）の閲覧は、事前にご連絡ください。	午前8時30分～ 午後5時15分
	伊勢原市都市部都市政策課 〒259-1188 伊勢原市田中348番地	午前8時30分～ 午後5時15分

公聴会で公述を希望される方は、「公述申出書」に必要事項を記入し、申出期間内に提出してください。

（「公述申出書」は県都市計画課、伊勢原市都市政策課に用意しています。また、県のホームページ「<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/a7k/cnt/f281/index.html>」からも入手できます。）

なお、公述申出書の提出は、ご持参、郵送のほか、以下から電子メール添付またはファクシミリでも受け付けます。

電子メールアドレス：t-seisaku@isehara-city.jp、ファクシミリ：(0463)95-7614

## 2 公聴会の日時及び場所 ※公述の申出がなかった場合は開催しません。

開催日	開催時間	開催場所
令和6年5月31日（金）	午後7時～午後9時	大田公民館 集会室 （伊勢原市下谷1474番地の1）

※公述人の人数によっては、終了時間が早くなる場合があります。

## 3 公述人の資格

原則として伊勢原市民及び利害関係人（素案に係る区域の土地に法律上の権利関係を有する方、伊勢原市内に在勤の方等）です。

## 4 公述人の決定

公述人は10人程度としますが、同じ趣旨の意見が多数あるときは、申出をされた方のうちから公述人となる方を決定させていただきます。決定の結果は、公述の申出をされた方にそれぞれ通知します。なお、公述人1人あたりの公述時間は15分以内とします。

## 5 公聴会を開催しない場合

公述の申出がなかった場合は、公聴会を開催しません。開催しない場合は、次のとおりご案内いたしますが、ご不明の場合は、お手数ですが「7 お問合せ先」までご連絡ください。

- 神奈川県公報に掲載
- 県ホームページ(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/a7k/cnt/f281/index.html>)及び市ホームページ(<https://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2024031400071/>)に掲載
- 神奈川県県土整備局都市部都市計画課、伊勢原市都市部都市政策課及び公聴会会場に掲示

## 6 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、公聴会が開催されることをご確認の上、当日、直接会場にお越しください。ただし、人数によっては、傍聴をお断りすることがあります。

また、公聴会当日、手話通訳を必要とされる方は、令和6年4月26日（金）までに「7 お問合せ先」までご連絡ください。

## 7 お問合せ先

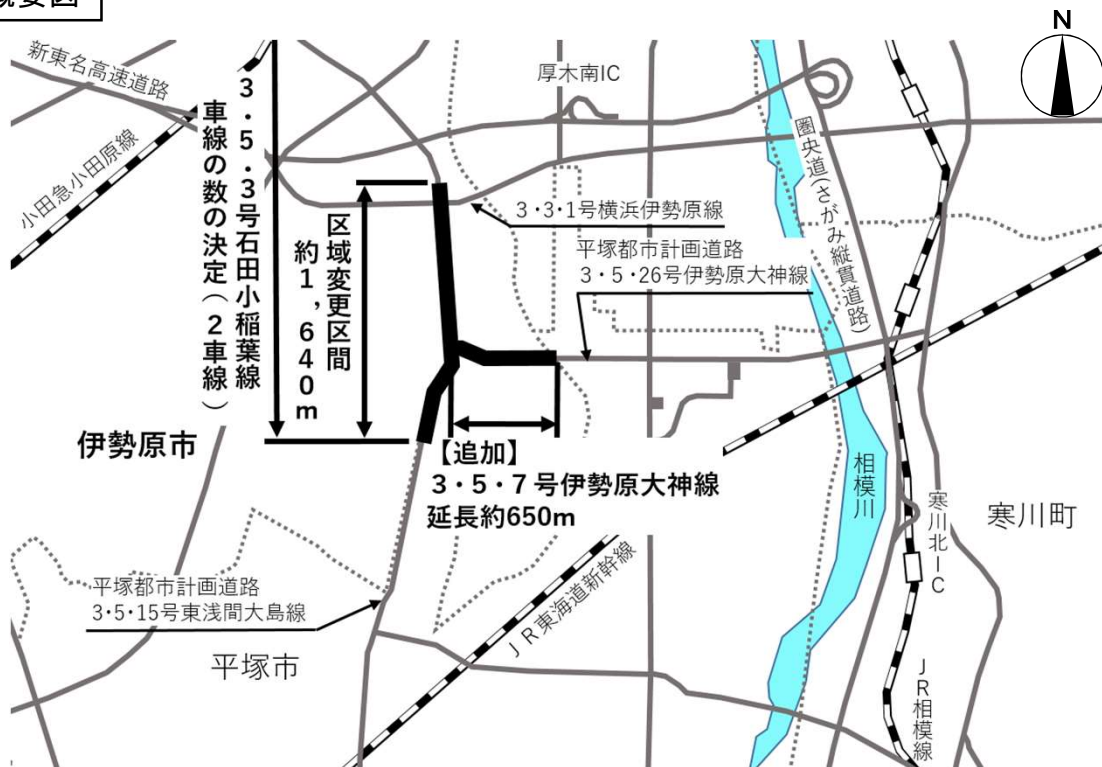
- 神奈川県県土整備局都市部都市計画課 TEL(045)210-6175 FAX(045)210-8879
- 伊勢原市都市部都市政策課 TEL(0463)94-4742 FAX(0463)95-7614

【伊勢原都市計画道路の変更（3・5・3号石田小稲葉線及び3・5・7号伊勢原大神線）について】

県央・湘南地域においては、物流施設や大型商業施設などの立地が進んでおり、地域の交流や連携を促進するための、新たな道路網の形成が必要とされています。さらには、平塚市大神地区と寒川町倉見地区で取組が進められている環境共生都市ツインシティのまちづくりにも寄与する幹線道路の整備が求められています。

このため、2車線の幹線街路として3・5・7号伊勢原大神線を新たに追加するとともに、3・5・3号石田小稲葉線の区域等を変更するものです。

計画概要図



標準横断面図

3・5・3号石田小稲葉線（幅員14m）  
 3・5・7号伊勢原大神線（幅員14m）

